

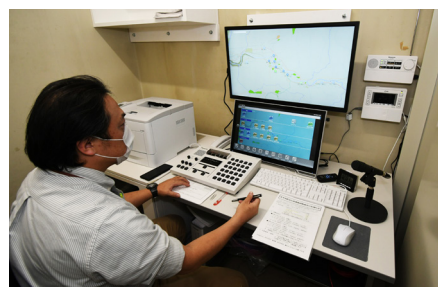
赤平市防災行政無線の運用が始まりました

問合せ

防災対策係 ☎32-2211 (内線332)

令和2年度に『赤平市防災行政無線』を整備し、4月1日から運用が始まりました。

防災行政無線は、市内各所に設置してある防災行政無線スピーカーから、災害時に市民の皆様へ緊急情報や災害発生情報、避難情報などをお届けするための重要な放送設備です。



←試験放送のようす

どんな時に防災行政無線は放送されるの？

- 1 J-アラートと連動して情報をお伝えします(緊急地震速報や弾道ミサイル情報など)。
- 2 災害発生時の『避難勧告』などの『避難情報』をお知らせします。
- 3 避難情報に合わせ『避難所開設』などの情報をお知らせします。
- 4 災害が発生した場合に『発生場所や災害種類』などの情報をお知らせします。
- 5 そのほか災害発生時に必要な情報をお知らせします。



防災行政無線の放送例

J-アラートからの放送例(国からの情報)

- 1 速報を知らせる報知音(テレビの速報のような音)がなります。
- 2 『緊急地震速報』という音声流れます。
- 3 『大地震(おおじしん)です。大地震(おおじしん)です。』と内容をお伝えします。

赤平市からの放送例(市からの情報)

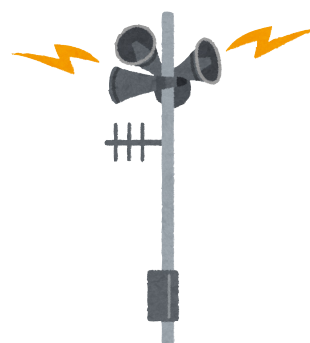
- 1 チャイムがなります。
- 2 『災害対策本部よりお知らせします。
地震の発生に伴い【〇時〇分】【避難対象地区】に対して【避難情報】を発令しました。直ちに火の元を確認して近くの緊急避難場所に避難して下さい。』(繰り返し)と具体的なお知らせが流れます。
- 3 再度チャイムがなります。

※例として地震のときに流れる内容をお知らせしましたが、台風などの災害のときも必要な情報をお知らせします。

防災行政無線を使用した放送訓練

災害時以外に赤平市総合防災訓練や国のJ-アラート訓練を活用して放送訓練を行ないます。

なお、放送訓練の日程については、広報あかびらでお知らせします。





information

市税等収納向上

問合せ

納税係 ☎32-2219

税金の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例制度(時限立法)が今年の1月末で終了いたしました。通常の徴収猶予は申請可能です。

この制度は、震災や災害、盗難、生計を一にする親族が病気などの理由で収入が見込めないなど、市税などを納めることができないと認められるとき、一年以内の期間に限り猶予することができる制度です。

申請には、いくつか必要な書類などがあります。詳しくは、各担当窓口までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【今月の納税】

介護保険料 第1期

納期限 4月30日(金)まで

【各担当窓口】

市道民税

固定資産都市計画税

軽自動車税(種別割)

納税係

☎32-2219

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

国保賦課徴収係

☎32-2214

介護保険料

介護保険係

☎32-2217

近日公売予定の物件



建物	所 在	豊栄町四丁目12番地
	種 類	居宅
	構 造	木造亜鉛メッキ銅板葺2階建
	床面積	1階 49.54㎡、2階 39.62㎡
土地	所 在	豊栄町四丁目
	地 番	12番
	地 目	宅地
	地 積	198.34㎡

※この物件については準備が整い次第、お知らせします。



子ども相談支援センター 相談窓口

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどについてご相談ください。

【電話相談】 無料、毎日24時間対応

☎0120-3882-56



【メール相談】

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※お急ぎの場合は電話相談を利用してください。

【来所相談】 10時～16時

(土日・祝日、年末年始はお休みです。)

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

※左記の電話相談で予約してください。

【子ども相談支援センターへの相談事例】

次のURLからご覧ください。

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>